

**【介護分】事業概要**

**○ 介護職員処遇改善支援事業**

**(1) 対象事業所**

表 1 に掲げるサービス類型の介護サービス事業所又は介護保険施設（介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス）を含む。以下「介護サービス事業所等」という。）であって、交付対象期間（令和 6 年 2 月から 5 月まで）の各月において介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「ベースアップ等加算」という。）を算定しており、かつ「令和 5 年度介護職員処遇改善支援事業の実施について」（令和 6 年 1 月 25 日付け老発 0125 第 5 号厚生労働省老健局長通知）の別紙「令和 5 年度介護職員処遇改善支援補助金 実施要綱」（以下「介護分の国実施要綱」という。）の「6 賃金改善の要件」を満たすものとする。

※ ただし、ベースアップ等加算の算定に必要な準備・届出等が間に合わない場合に限り、令和 6 年 2・3 月はベースアップ等加算を算定していなくてもよいものとし、令和 6 年 4 月からベースアップ等加算を算定していれば、本事業の対象とする。また、介護分の国実施要綱 7（1）の計画書の提出時点で令和 6 年 5 月までに廃止・休止となることが明らかになっている事業所等は、本事業の対象外とする。

※ （介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売、（介護予防）居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援については、本事業の対象外とする。

※ 令和 6 年 3 月末で経過措置期間の期限が到来する介護療養型医療施設については、令和 6 年 4 月以降、介護老人保健施設、介護医療院その他の本事業の対象サービスへの移行が決まっている場合に限り、本事業の対象とする。

※ 介護予防・日常生活支援総合事業については、旧介護予防訪問介護等に相当するサービス（市町村が定める基準であって、介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 6 第 1 号に定める基準に該当する基準に基づき実施されるサービス）に加え、サービス A（市町村が定める基準であって、介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 6 第 2 号に定める基準に該当する基準に基づき実施されるサービス）のうち、市町村においてベースアップ等加算に相当する加算が設けられている場合においても、当該加算を算定している場合に限り、本事業の対象とする。

**(2) 対象者**

本事業による賃金改善の対象者は、(1) に勤務する介護職員とする。また、介護サービス事業所等において、介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可能とする。その際、本事業が介護職員の処遇改善を目的とするものであることを十分に踏まえた上で、賃金改善を実施するものとする。

**(3) 交付額**

$a \times b \times c$ （1 円未満の端数切り捨て）

a 一月当たりの介護報酬総単位数（基本報酬サービス費に各種加算減算を加えた単位数をいう。ただし、令和 6 年 2 月分以降の報酬の額に誤りがあり、過誤調整を実施した場合

は、その過誤調整分の単位数を含む（令和6年1月サービス分以前の過誤調整分は含まない。）また、介護報酬の月遅れ請求等があった場合、当該請求に係る補助額の支給を2か月間対応する。その際、令和6年7月末日までに生じ、令和6年8月10日までに審査支払機関により受け付けられた過誤調整については、補助額に反映させることとする。）

b 1単位の単価

c サービス類型別交付率（表1。なお、介護分の国実施要綱「4 対象事業所、対象者及び対象期間」の要件を満たす介護療養型医療施設については、令和6年2・3月分の補助額は、介護療養型医療施設の総報酬に介護医療院と同じ交付率を乗じた額とし、4・5月分の補助額は、移行後のサービスの総報酬に当該サービスの交付率を乗じた額とすることとする。）

#### (4) 対象者数

約500法人（推計）

#### (5) 交付スキーム

ア 県は、介護サービス事業所等に対し、所管の広域振興局等を通じて、事業案内及び事業の申請開始を周知する。

※ 申請は、介護サービス事業所等を運営する法人（以下「各法人」という。）単位とする。  
また、申請様式は県ホームページに掲載し、各法人においてダウンロードすることとする。

イ 各法人は、申請書を県へ提出する。

ウ 県は、申請書を審査の上、申請者である法人に対し、交付決定通知を発送する。

エ 各法人は、県に対して岩手県国民保険団体連合会（以下「国保連」という。）が算定した交付額を請求する。

オ 県は、国保連が算定した交付額を法人に対して支払う。

カ 各法人は、事業完了後、県に対し、実績報告書を提出する。

キ 県は、実績報告書を審査し、各法人に対し、額の確定通知を発送する。なお、過払いがあった場合は、返還手続きを行う。

#### (6) 交付スケジュール

実施期間	内容
令和6年4月1日 ～令和6年4月15日	法人からの申請書受付
令和6年4月上旬 ～令和6年5月下旬	申請書の審査、交付対象事業所リストの作成
令和6年6月中旬以降～	県から交付決定通知の発送
令和6年6月下旬以降～	県から交付額の支払い
令和6年8月 ～令和6年10月	法人からの実績報告書受付・審査
令和6年10月 ～令和6年11月	額の確定通知の発送、過払いがあった場合には返還手続き

表1 介護職員処遇改善支援事業対象サービス類型別交付率

サービス区分	交付率
訪問介護	1.2%
夜間対応型訪問介護	1.2%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1.2%
(介護予防) 訪問入浴介護	0.7%
通所介護	0.7%
地域密着型通所介護	0.7%
(介護予防) 通所リハビリテーション	0.6%
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	0.8%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0.8%
(介護予防) 認知症対応型通所介護	1.4%
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	1.0%
看護小規模多機能型居宅介護	1.0%
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	1.3%
介護福祉施設サービス	0.9%
地域密着型介護老人福祉施設	0.9%
(介護予防) 短期入所生活介護	0.9%
介護保健施設サービス	0.5%
(介護予防) 短期入所療養介護 (老健)	0.5%
介護医療院サービス	0.3%
(介護予防) 短期入所療養介護 (病院等・医療院)	0.3%

注 介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスを行う事業所は、訪問型は訪問介護と、通所型は通所介護と同じとする。